

太政大臣 三條實美殿

53 判事登用規則制定の儀上申

〔明治十七年十二月〕

第何号

〔加筆〕
〔官省院庁府県〕

判事登用規則〔抹消〕〔加筆〕〔股野〕
〔別冊〕〔印左〕ノ通相定〔抹消〕〔加筆〕
〔候条此旨相達候事〕

〔抹消〕
〔右布達候事〕

〔抹消〕
〔年月日〕〔太政大臣 三條實美〕〔加筆〕
〔太政大臣 三條實美〕

〔抹消〕
〔司法卿 山田顯義〕

〔抹消〕
〔別冊〕

判事登用規則

第一条 判事ニ登用スルハ法学士代官人及ヒ試験ヲ行ヒ及第シ
タル者ニ限ル可シ

但外国ニ於テ法学士状師ノ称号ヲ受ケタル者〔抹消〕
〔加筆〕〔股野〕
代官人ニ準ス〔加筆〕〔股野〕
〔印左〕ハ尚ホ試験ヲ行フベシ

第二条 法学士代官人及ヒ試験及第者ヲ登用スル時ハ先ツ始審
裁判所ノ御用掛ヲ命シ一年以上事務ヲ見習ハシメ判事定員ノ
欠アルニ随ヒ其本官ニ任スルモノトス

〔加筆〕〔股野〕
〔印左〕法学士ニシテ代官人タル者ハ二年以上其他ノ〔代官人〕
〔抹消〕
〔加筆〕
〔五〕年以上其業ヲ務メ学識経験卓絶ナル者ハ判事定員
ニ欠アル時直ニ其本官ニ登用スルコトアル可シ

御用掛服務一年以上ノ者ハ時宜ニ因リ檢事ニ登用スルコトアル
可シ

第三条 左ニ掲タル者ハ登用スルコトヲ得ス

一 丁年未滿ノ者

〔注記1〕 判事登用規則設定ノ儀ニ付上申
〔注記2〕
司法事務ヲ改良シ裁判權ヲ確立セント欲スル事項一ニシテ足ラ
スト雖モ其關係スル所最モ重大ニシテ且至急ヲ要スルモノハ登
用規則ヲ以テ首トス抑國ノ独立ハ裁判權ノ確立ニ資リ人民ノ安
危ハ裁判ノ当否ニ因リ裁判ノ当否ハ判事ノ能否ニ繫ル而シテ能
否ノ分ハ登用ノ始ニ決ス然則登用ノ法慎マサル可カラサルナリ
〔注記6〕〔注記5〕〔注記4〕〔注記3〕
彼歐洲諸國ヲ觀ルニ其裁判官ヲ登用スル或ハ試験ニ或ハ候補ニ
尤モ丁重ヲ致シ必ス法学士若クハ代官人ニシテ学識經驗兼備シ
タル者ニアラサレハ之ヲ採ラス是ヲ以テ内能ク其國民ヲ信從セ
シメ外能ク与國ヲ畏服スルコトヲ得願テ我國ヲ視ルニ判事登用ノ
〔注記7〕
法未タ其宜ヲ得ス故ニ其職ニ任スル者往々学識經驗ニ乏シク或
ハ法律ニ明カナラス裁判其当ヲ失フコトアリ内ハ人民ノ信賴ヲ驚
クニ足ラス外ハ歐洲諸國ノ輕侮ヲ招キ常ニ彼ヲシテ治外法權ヲ
回護スルノ口実トナサシムルニ至ル豈ニ慨嘆ニ堪フ可ケンヤ今
者条約改正ノ期ニ値フ切ニ望ム先ツ宜ク速ニ宿弊ヲ一洗シ良法
ヲ定メ判事其人ヲ得テ裁判權ノ確立ヲ謀ルヘシ実ニ必要ノ急務
ト謂フ可キナリ依テ別紙判事登用規則布達案取調説明書相添御
高裁候至急御布達相成度此段上申候也

明治十七年十一月廿五日

司法卿 山田顯義

一 品行方正ナラサル者

一 身代限ノ処分ヲ受ケ負債ノ弁償ヲ終ヘサル者

〔抹消〕^(股野) 公権剝奪又ハ停止中ノ者

〔抹消〕^(股野) 定役アル重罪ノ刑ニ処セラレシ者

一 重禁錮一年以上ノ刑ニ処セラレシ者

一 〔抹消〕^(加筆) 禁錮一年〔以上〕〔未滿〕及ヒ重禁錮一年〔未滿〕

〔以上〕ノ刑ニ処セラレ其刑期ノ終リシ日ヨリ五年ヲ経過

セサル者

一 盜罪贓罪詐欺取財ノ罪ニ付刑ニ処セラレシ者

一 貨幣偽造ノ罪印章文書偽造ノ罪及ヒ偽証誣告ノ罪ニ付刑

ニ処セラレシ者

一 賭博犯ニ付懲罰一年以上ニ処セラレシ者

一 懲戒ニ依テ免官ト為リタル者

第四条 試験ハ司法省ニ於テ隨時之ヲ舉行ス但其期日及ヒ試験

出願等ノ手續ハ司法卿之ヲ定メ六ヶ月前ニ告示ス可シ

第五条 司法卿ハ試験ヲ舉行スル毎ニ試験委員長及ヒ委員ヲ命

ス可シ

第六条 司法卿ハ試験科目ヲ定メ試験ニヶ月前ニ之ヲ告示ス可

シ

第七条 試験ノ方法ハ筆記口述ノ二様トス但筆記試験ニ不合格

ナル者ハ口述試験ヲ為サス

第八条 試験及第者ニハ試験委員連署ノ及第證書ヲ授与ス

第九条 左ニ掲クル者ハ試験及ヒ御用掛ノ例ヲ用ヒス補缺ノ為

メ直ニ判事ニ任スルコトアル可シ

一 判事補ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シ学識経験判事ノ資格ニ

適スル者

一 曾テ判事ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シ転官シタル者

一 法学士代言人及ヒ試験及第者ニシテ判事ノ職ヲ奉シ転官

シ若クハ法学士ニシテ他ノ官庁ニ奉職ノ者

第十条 検事ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シタル者ハ判事定員ニ缺

アル時判事ニ転任セシムルコトアル可シ

判事登用規則説明

判事ハ品行方正ニシテ法律上ノ学識ヲ具有スル者ニ非サレハ其

任ニ当ルコト能ハサルハ言ヲ待タス之ヲ欧州諸国ニ徵スルニ其登

用方法異同アリト雖モ必ス法律ニ通達シ事務ニ練熟セル者ヲ任

用スルノ点ニ至テハ其揆ヲ一ニセリ曩者本邦維新日猶淺ク法律

ノ設ケ未タ完備ニ暇アララ随テ法学ニ通曉セル士モ亦多ク得難

シ故ニ判事ニ任セラル、者悉ク法律上ノ学識ヲ具有セリト謂フ

ヲ得ス然ルニ其後法律上ノ進歩驟々乎日ニ改良ノ域ニ趨キ比年

來刑法治罪法ヲ始メ諸般ノ法律規則ヲ制定施行セラレ全国ノ体

面煥然觀ヲ改メ法学又從テ興リ東京大学ニ司法省法学校ニ彬々

法学士ヲ養生スルノミナラス欧米諸国ノ大学校等ニ留学シ法学

士狀師ノ称号ヲ受ケ帰朝シタル者少カラス加フルニ東京大学法

学部別課生徒及ヒ司法省速成生徒其他私立法学校等ニテ学習シ

タル法学生輩出スルニ至ル今ヤ恰モ是レ法官ノ選任ヲ改良スヘ

キ時期到来セリト謂フ可シ若シ猶早シト為シ因循以テ歲月ヲ送

ラハ倖進ノ徒志ヲ得テ銳意法学ヲ修ムル者其方能ヲ用フル所ナ

ク徒ニ不遇ヲ嘆シ卒ニ法律ノ精神ヲ發揮シ社会ノ幸福ヲ増進スルノ日ナカラシ歟切ニ望ム此時ニ方テ宜ク英断以テ其期ニ応シ博ク欧米諸国ノ方法ヲ参考シ自今判事ハ法学士代言人ヨリ登用スルヲ以テ正則ト定ム可シ然リト雖モ目下直ニ法学士代言人ノミニ限ル時ハ猶未タ其需用ヲ充タスヘキ人員ヲ得ルニ難カルヘシ故ニ暫ク便宜ニ因リ別ニ試験ノ一途ヲ開キ凡ソ法学ヲ修メ法律ヲ知り法官タラント欲スル者ヲ募リ充分ノ試験ヲ行ヒ其學識判事ノ職ニ適スヘキ者ヲ銓定シ併セテ之ヲ登用セハ實際ニ於テ阻碍ナク且漸進以テ目的ヲ達スルヲ得ヘシト確信ス此則チ本(加筆)規則ヲ設ル所以ナリ

第一条ハ判事登用ノ方法ヲ規定スルナリ夫レ司法權ノ隆替ハ一ニ裁判官ノ能否ニ繫ル苟モ裁判官其人ヲ得サル時ハ法律善良ナリト雖モ単ニ其功用ヲ奏スル能ハス然リ而シテ從來判事登用ノ法汎然定規ナク概ネ行政官吏ト同ク唯其職ニ志アル者ヲ採リ其學識經驗ノ果シテ如何ナルヲ問ハス故ニ或ハ其任ニ堪ヘス實際ニ臨ミ動モスレハ法律ノ適用ヲ誤リ啻訴訟者ニ不幸ヲ与フルノミナラス為メニ外国人ノ非議ヲ招キ司法權ニ影響ヲ及ホスノ患アルヲ免カレス今者其患ヲ除カント欲スル須ラク断然其弊ヲ革メ其規則ヲ定メ判事ニ登用スヘキモノハ法律ニ通達シ裁判事務ニ練熟セル法学士代言人及ヒ試験ヲ行ヒ及第シタル者ニ限ル可シ其他本規則第九条第十條ニ掲クル例外ヲ除クノ外如何ナル事情アル者ト雖モ一切採用スルヲ得サルモノトス庶幾クハ其本立而テ未治リ内ハ人民ノ幸福ヲ保シ外ハ欧米諸国ノ侮ヲ禦キ以テ司法權ノ独立ヲ隆興スルヲ得ルニ至ラン是乃チ本條望ム所ノ

主旨ナリ但書ニ至テハ特ニ内外ノ義ヲ示シタル迄ニテ別ニ意アルニ非ス其本條ニ記載シタル法学士代言人及ヒ試験及第者ト称スル三者ノ資格ハ左ニ之ヲ説明セントス

曰法学士トハ東京大学法学部若クハ司法省法学校ニ於テ卒業シ法学士又ハ法律学士ノ称号ヲ受ケタル者及ヒ将来官立大学校又ハ官立大学校ニ準スル法学校ノ設立アル時ハ其卒業生徒ノ学位ヲ有スル者ヲ包含シテ謂フ

曰代言人トハ広ク代言ノ業ヲ務ムル者ヲ謂フト雖モ現在代言人ニ二種アリ第一種ハ法学士ニシテ代言人ト為リタル者第二種ハ從來司法省ノ試験ニ及第シ免許ヲ得テ代言人ト為リタル者此二種其名同クシテ其實學識大ニ懸隔ス故ニ本規則ノ目的トスル所ハ主トシテ法学士ニシテ代言人ト為リタル者ニ在リト雖モ今日法律上ニ於テ其名称(採池)(加筆)區別ヲ為ス能ハス况ヤ今後尚ホ一層其試験ヲ嚴密ニシ學識ニ富メル者ヲ得テ代言免許ヲ与ヘント欲スルヲ以テ姑ク二種ヲ合併シテ謂フモ實際登用ヲ為スニ至テハ第二種ノ者ハ其學識經驗第一種ノ者ニ相当スヘキ資格アルニ非レハ之ヲ撰拔セサルモノトス

曰試験ヲ行ヒ及第シタル者トハ司法省ニ於テ適宜ノ試験方法ヲ設ケ判事定員ノ補缺ニ要スル人員ヲ予算シ東京大学法学部別課生徒司法省法学校速成生徒ヲ始メ凡ソ法学ヲ修メ法律ヲ知り判事タラント欲スル者ヲ募リ隨時試験ヲ行ヒ其試験ニ及第シタル者ヲ謂フ

第二条ハ第一項於テ登用ノ正則即チ順序ト制限トヲ明カニシ第二項ハ其特例ヲ掲ケ第三項ハ更ニ其例外ヲ示シタルナリ蓋シ社

会ハ活動シテ已マス事情ハ変化窮リナシ苟モ之ニ応セントスル
固ト膠柱刻舟ノ見ヲ以テス可カラス古今学理ト實際ト相反スル
「鮮ナカラス是ヲ以テ学識博高ナリト雖氏實際ノ経験ヲ積マサ
ル時ハ其功ヲ奏スル」能ハス故ニ法学士タル者已ニ学識ニ富メ
リト雖氏未タ実務ノ経験ニ乏シク代言人ハ稍々実務ニ従事スト
雖氏未タ必スシモ^(加筆)「裁判」事務ニ練熟セリト謂フヲ得ス試験及第
者ノ如キハ其学識素ヨリ未タ法学士ニ及ハス経験亦法学士ニ異
ナラサルヲ以テ此三者ヲ登用スルノ際直ニ判事ニ任スル「ヲ得
ス宜ク先ツ始審裁判所ノ御用掛ヲ命シ便宜ノ序ニ配置シ裁判ヲ
除クノ外総テ民刑事ニ関スル一切ノ事務ヲ取扱ハセ一年以上其
才能ヲ試ミ然ル^(加筆)「後」之ヲ判事ノ本官ニ任スヘシ但見習已ニ年限
ヲ経過シ事務ニ練熟スト雖氏判事ニ定員アルヲ以テ其欠員アル
時ニ非サレハ本官ニ任スル「ヲ得ス是又已ムヲ得サルノ制限ナ
リ是第一項ノ主旨トス然ルニ代言人ノ内ニハ法学士ニシテ其業
ヲ務メ学識経験卓絶ナル者アルヘシ之ヲ登用スルニ当リ猶正則
ヲ履ミ御用掛一年以上ノ見習ヲ為サシムルトセハ却テ人材ヲ屈
シ事務ニ益アルヲ見ス故ニ此等ノ者ハ判事定員ニ欠アルニ随ヒ
直ニ其本官ニ登用スルヲ可トス是第二項ノ主旨ナリ第三項ニ於
テ一ノ例外ヲ設ケタル所以ハ若シ第一項ノ御用掛ト為リ事務ヲ
見習フ「一年以上ニシテ経験已ニ熟シタリト雖氏判事ニ欠員ナ
クシテ久シク其本官ニ任スル「ヲ得サルカ或ハ其材能判事ニ任
スルヨリ寧ロ檢察官ニ適當ナルヘント思量スル時ハ便宜ニ因リ
検事ニ登用スル「アルヘシ是檢察事務ニ裨益ヲ与フルノ利アル
ヲ以テナリ以上三項中ニ於テ本官ニ登用スルハ其本官ノ初級ニ

任スルモノトス

第三条ハ法学士代言人及ヒ試験及第者ハ勿論何人ナルヲ問ハス
此条項ニ該ルモノハ登用ス可カラサルノ制裁ヲ示シタルナリ但
各項中文義明白ナルモノハ置テ釈セス其範圍区域ヲ示ス可キモ
ノハ之ヲ説明スル「左ノ如シ

第三項ハ現ニ身代限ノ処分ヲ受ケタル本人ノミヲ謂フ第八項第
九項ハ其犯罪背信破廉恥ニ係ルヲ以テ刑期ノ長短ヲ論セサルモ
ノトス第十項ハ其罰一年以上ニ至テハ汚辱ヲ蒙ル「久シク衆目
ノ視ル所トナルニ因ルナリ

総テ本条ニ云スル所以ハ裁判官ニ望ム所ノモノ独リ法律上ノ
学識ヲ要スルノミナラス其道徳アルヲ貴フヲ以テナリ

第四条及ヒ第五条ハ試験ヲ举行シ試験委員ヲ命スルハ一ニ司法
卿ニ委任シ適宜ノ処置ヲ為サシメン「ヲ希望シタルナリ

第六条ハ試験科目ヲ前定セスシテ之ヲ司法卿ニ委任シ時宜ニ応
シ法律中ニ於テ適當ノ科目ヲ撰定シ試験ヲ行フ二ヶ月前ニ告示
ヲ為サシムルヲ謂フ然ル時ハ受験人ニ於テ凡ソ考案ノ目的ヲ立
ツルニ難キ「ナカルヘシ若シ告示ノ期月之レヨリ前ニ在ラシメ
ハ受験人ニ於テハ講究ニ便利ナリト雖氏或ハ浅学ノ徒一時僥倖
ヲ得ルノ弊アラン「ヲ恐ル是二ヶ月前ト定ムルヲ可トス所以ナ
リ

第七条ハ試験ノ方法ヲ示スナリ試験ハ二回之ヲ行フ第一回ニハ
前ニ告示シタル科目中ニ就テ問題ヲ發シ受験者ニ筆記答案ヲ作
ラシメ委員会ニテ之ヲ審査シ合格ノ者ハ第二回ノ試験ヲ為ス
其試験ハ委員ノ面前ニ於テ問題ニ随ヒ口述答弁ヲ為サシム但筆

記二不合格ナ〔ル〕者ハ落第二決シ口述試験ヲ受クルヲ得サルモノトス

第八条ハ試験及第ノ證書ヲ授与スルヲ謂フ此證書ヲ授与スルハ他日其人ヲ検査スル為メ必要ノモノタルヲ以テナリ

第九条ハ正則ニ例外ヲ設ケ交通ノ方法ヲ示シ任用ノ機関ヲ円滑ナラシムルモノトス夫レ判事補ノ職ヲ奉シ多年恪勤シタル者自今判事ニ昇進スルヲ能ハストセハ各其志ヲ失ヒ事務ニ不都合ヲ呈スルノミナラス假令法学ヲ卒業セス学位ヲ有セサルモ實際ニ於テ経験ニ富ミ法理ヲ解得シ其学識判事タルノ資格ニ耻チサルモノナキニシモアラサルヘシ然ルニ之ヲ捨テ採ラストセハ事理ニ於テ不可ナルルヘシ故ニ此等ノ者ハ若シ奉職五年以上ニ至リタル時ハ試験及第者ニ准シ且在職者ナルヲ以テ已ニ見習ヲ経タル者ト看做シ御用掛ノ例ヲ用ヒス直ニ判事ニ登用スルヲ可トス

是第一項ヲ設ケタル所以ナリ曾テ判事ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シ政府ノ都合ニ因リ他ノ官職ニ転任シタル者判事ニ要用ナル時ハ此亦試験及ヒ御用掛ノ例ヲ用ヒス直ニ再任セシムルノ事理ニ於テ其宜ヲ得タリト謂フヘシ是第二項ヲ設ケタル所以ナリ法学士代言人及ヒ試験及第者ニシテ判事ノ職ヲ奉シ政府ノ都合ニ因リ他ノ官職ニ転任シタル者再ヒ判事ニ任スル時ハ曾テ奉職セシ年数ノ多少ニ拘ラサルモノトス又法学士ニシテ他ノ官庁ニ奉職シタル者ノ新ニ判事ニ転任スルモ亦御用掛ノ例ヲ用ヒス是第三項ヲ設ケタル所以ナリ以上皆判事定員ニ欠アル時ニ非サレハ任用スルヲ得ス

第十条ハ検事ヨリ判事ニ転任セシムルアルヲ謂フ亦正則ノ例

外トス夫レ検事ハ行法ノ官ナルヲ以テ素ヨリ法律ニ通達セサレハ其職ヲ尽スヲ能ハス故ニ判事ト同シク其登用ノ規則ヲ嚴ニセント欲スルモ如何セン今日ニ在テ俄ニ其目的ヲ達スルヲ能ハサルヲ於是已ムヲ得ス暫ク旧ニ仍ルト雖氏抑之ヲ奨励スルノ路ナカルヘカラス乃チ其奉職五年以上恪勤シ学識経験裁判事務ニ適當スルモノハ判事定員ニ缺アル時同等以上ノ判事ニ転任セシメ其名譽ヲ保タシムルアルヘシ是本条ヲ設ケタル主旨ナリトス

(注記10)

司法省上申判事登用規則之事
右謹テ裁可ヲ仰ク

明治十七年十二月二十三日

(注記9)

太政大臣公爵三條實美 印
左大臣 熾仁親王 印

参議伯爵 大木喬任 印

参議伯爵 山縣有朋 印

参議伯爵 伊藤博文 印

参議伯爵 西郷從道 印

参議伯爵 井上馨 印

参議伯爵 山田顯義 印

参議伯爵 松方正義 印

参議伯爵 川村純義 印

参議子爵 福岡孝弟 印

(注記11)

(注記12)

明治十七年十二月十三日

大臣 花押 (三條) (有栖川) 花押

内閣書記官 (谷森) (田中)

司法省上申判事登用規則之事參事院勘査進呈ス
依テ回議ニ供ス

參議 大木花押 伊藤花押 井上花押 松方 川村 佐々木
山縣花押 西郷 山田 大山 福岡

參議伯爵 佐々木高行

明治十七年十二月十三日

第二局

別紙司法省上申判事登用規則ハ參事院修正之通御達相成可然哉
仰高裁候也

司法省へ通牒 十七年十二月二十六日

(掲載)

別紙司法省上申判事登用規則設定ノ件審査スル処左ノ如シ

司法權ノ隆替ハ一ニ法官ノ能否ニ存ス法官其人ヲ得サルトキ

ハ法律完美ナリト雖モ終ニ其効用ヲ奏スル能ハス本邦從來

法官登用ノ法汎然定規ナシ其職ニ任スル者或ハ學識經驗ニ乏

ク或ハ法律規則ニ明カナラス裁判其当ヲ失スルナシトセス

是レ吾ニ社会ノ幸福ヲ汚損スルノミナラス為メニ外国人ノ誹

議ヲ来シ前途大ニ顧慮スヘキモノアリ今ヤ東京大学司法々学

校等陸続法学士ヲ輩出シ實際其人ニ乏シカラス故ニ其登用ノ

規則ヲ設定シ司法權ノ確立ヲ図ルハ目今ノ要務タリ但左ニ列
記セルカ如ク不穩當ノ処アルヲ以テ呈案ニ附箋ノ通改刪シ御
達相成ベキモノト認定ス

第一条但書

外国ニ於テ法学士狀師タルモ我カ国法ニ通曉セサルハ勿
論中ニハ我カ文書ヲモ知ラサル者アリ試験ヲ受ケシムル
ヲ可トス故ニ削ル

第二条第二項

二年ハ短期ニ失スルノ恐レアリ故ニ判事補ヲ登用スルト
同シク五年ト改ム但法学士ニシテ代言人タル者ハ原案ノ
通ニテ然ルヘシ因テ但書ヲ如フ

第三条

第四項

刑法自ラ成条アリ故ニ削ル

第五項

本項ハ国事犯ヲ宥恕スルカ為ニ設ケタルナラン果シテ
然ラハ右犯人中輕罪ノ者ハ却テ第六項第七項ノ制限ヲ
受ケ特ニ重罪ノ者ノミヲ宥恕スルノ法トナリ甚ダ權衡
ヲ失セリ且我カ国体ト時勢トヲ照量スルキハ右犯人ニ
特權ヲ与ヘズシテ一般ノ制限ヲ受ケシムルヲ可トス故
ニ削ル

右ニ由リ御達案別冊ノ通ニテ可然哉上申候也

明治十七年十二月十二日

參事院議長子爵 福岡孝弟

第(何)(百(式)号

官省院庁府県

判事登用規則左ノ通相定候条此旨相違候事

明治十七年十二月二十六日 (相取) 太政大臣

判事登用規則

第一条 判事ニ登用スルハ法学士代言人及ヒ試験ヲ行ヒ及第シタル者ニ限ル可シ

但外国ニ於テ法学士状師ノ称号ヲ受ケタル者ハ尚ホ試験ヲ行フヘシ

第二条 法学士代言人及ヒ試験及第者ヲ登用スル時ハ先ツ始審裁判所ノ御用掛ヲ命シ一年以上事務ヲ見習ハシメ判事定員ノ欠アルニ随ヒ其本官ニ任スルモノトス

法学士ニシテ代言人タル者ハ二年以上其他ノ代言人ハ五年以上其業ヲ務メ学識經驗卓絶ナル者ハ判事定員ニ欠アル時直ニ其本官ニ登用スルコトアル可シ

御用掛服務一年以上ノ者ハ時宜ニ因リ檢事ニ登用スルコトアル可シ

第三条 左ニ掲クル者ハ登用スルコトヲ得ス

- 一 丁年未滿ノ者
- 一 品行方正ナラサル者
- 一 身代限ノ処分ヲ受ケ負債ノ弁償ヲ終ヘサル者

一 重禁錮一年以上ノ刑ニ処セラレシ者

一 重禁錮一年未滿及ヒ輕禁錮一年以上ノ刑ニ処セラレ其刑期ノ終リシ日ヨリ五年ヲ經過セサル者

一 盜罪贓罪詐欺取財ノ罪ニ付刑ニ処セラレシ者

一 貨幣偽造ノ罪印章文書偽造ノ罪及ヒ偽証誣告ノ罪ニ付刑ニ処セラレシ者

一 賭博犯ニ付懲罰一年以上ニ処セラレシ者

一 懲戒ニ依テ免官ト為リタル者

第四条 試験ハ司法省ニ於テ隨時之ヲ舉行ス但其期日及ヒ試験出願等ノ手續ハ司法卿之ヲ定メ六ヶ月前ニ告示ス可シ

第五条 司法卿ハ試験ヲ舉行スル毎ニ試験委員長及ヒ委員ヲ命ス可シ

第六条 司法卿ハ試験科目ヲ定メ試験ニヶ月前ニ之ヲ告示ス可シ

第七条 試験ノ方法ハ筆記口述ノ二様トス但筆記試験ニ不合格ナル者ハ口述試験ヲ為サス

第八条 試験及第者ニハ試験委員連署ノ及第證書ヲ授与ス

第九条 左ニ掲クル者ハ試験及ヒ御用掛ノ例ヲ用ヒス補欠ノ為メ直ニ判事ニ任スルコトアル可シ

一 判事補ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シ学識經驗判事ノ資格ニ適スル者

一 曾テ判事ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シ転官シタル者

一 法学士代言人及ヒ試験及第者ニシテ判事ノ職ヲ奉シ転官シ若クハ法学士ニシテ他ノ官庁ニ奉職ノ者

第十条 検事ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シタル者ハ判事定員ニ欠

「司甲四〇四号」

【明治十七年 公文録 十二月
第一】 2A, 10, ㊟3833

アル時判事ニ転任セシムルアル可シ

(注記1)

「参事院秘第三十九号」

(注記2)

〔谷森〕

(注記3)

「秘」

(注記4)

「第二局」

(注記5)

「内務部」

(注記6)

〔抹消〕
「(財務部)」

(注記7)

「一」(簿册内件名番号)

(注記8)

「甲四〇四」

(注記9)

〔廣見〕(松本)
「㊟/㊟」

(注記10)

「済」

(注記11)

「秘」

(注記12)